藤沢地域づくり計画書策定実施要項

（目的）

第１　この要項は、藤沢地域で展開されている協働の取り組みも、時間の経過とともに、目的意識の変化や人口減少と少子高齢化の進行など、社会情勢が大きく変動している中、地域が抱える課題や市民ニーズも高度化、多様化している今日、それら課題に対応した協働のまちづくりをより一層推進するため、藤沢地域づくり計画を策定することを目的とする。

（計画期間）

第２　今次計画期間は令和６年度に始まり令和１５年度までの１０年間とする。

２　社会変動に対応するため、策定後５年後の令和１１年度に見直しを図る。

（目指すまちの姿）

第３　一関市協働基本計画で目指すまちの姿は、総合計画に示されている将来像｢みつけよう育てよう郷土の宝　いのち輝く一関｣の実現に向け、すべての人が地域を支え、創る一員として行動し、未来に向かって発展していくよう、｢協働の仕組みが実践される住み良い地域社会を創る｣をモットーにしています。

　藤沢地域においては、｢住民主体のまちづくり｣を基本とし、平成２６年度策定した｢第１期藤沢地域づくり計画｣より掲げてきた｢人と人が結び合い　絆あふれる藤沢｣の実現を目指すまちの姿とする。

（計画の構造）

第４　第１期藤沢地域づくり計画より、地域内４３の自治会におけるいわゆる｢ミニ計画｣、地域内８つの｢各地区地域づくり計画｣及び藤沢地域全体としての｢藤沢地域づくり計画｣の３層構造による計画を基本としてきた。

２　今次策定する地域づくり計画も同様とし、さらに１８の特別会員による計画を追加することとする。

（計画書策定までの流れ）

第５　第４に掲げる各計画策定までの流れは次のとおりとする。

　（１）ミニ計画

　　　　ア）令和５年６月～同年９月まで、各自治会においてワークショップを開催し、広く会員の声を聞く機会を設けるとともに、別添「自治会分析シート」を記入する。

　　　　イ）上記ワークショップ終了後、別添「自治会ミニ計画」を策定する。

　　　　ウ）上記「自治会ミニ計画」策定後、令和６年２月末日までに藤沢町住民自治協議会に提出する。

　（２）各地区地域づくり計画

　　　　ア）各地区地域づくり計画の策定までの流れは、「自治会ミニ計画」の手順に準ずる。

　（３）特別会員地域づくり計画

　　　　ア）特別会員地域づくり計画の策定までの流れは、「自治会ミニ計画」の手順に準ずる。

　（４）藤沢地域づくり計画

　　　　ア）令和５年１０月～令和６年１月まで、総務部会が主管し藤沢町住民自治協議会理事によるワークショップを開催し、藤沢地域全体としての「藤沢地域づくり計画（案）」を策定する。

　　　　イ）上記「藤沢地域づくり計画（案）」策定後、理事会、定期総会に諮り決定する。

（ワークショップ）

第６　地域課題を探り、その解決策等について広く市民からの声を聞く機会としてワークショップを開催する。また、持続可能な地域づくりを模索する。

２　ワークショップは特定の役員だけに留まらず、世代、性別を問わず会員広く参加できるよう配慮すること。

３　ワークショップは１グループ５人程度とし、複数グループで開催するよう勤める。

４　ワークショップにファシリテーターを配置する。ファシリテーターに藤沢町住民自治協議会事務局または一関市役所藤沢支所職員である地域協働推進員等が必要な場合は、予め藤沢町住民自治協議会事務局まで申し込むものとする。

５　ワークショップのテーマは次のとおりとする。

　１）おらだでできるまちづくり！

　２）地域課題を探そう

６　ワークショップに必要な資材は、藤沢町住民自治協議会事務局が支給する。

（計画書項目）

第７　各計画における現状と課題・解決に向けた方向性におけるテーマは、次のとおりとする。

　①コミュニティ：自治会組織、自治会再編、コミュニティセンター等

　②安心、安全：交通安全、防犯、災害、公共交通等

　③福祉：子育て支援、障がい者、高齢者等

　④産業：農業、商工業等

　⑤教育文化：家庭教育支援、郷土文化、郷土食等

　⑥その他：上記以外

（その他）

第８　この要項に定めるもののほか、必要な事項は総務部会において協議し、理事会において決定する。

　　附　則

　この要項は、令和５年６月１日から施行する。